

1 生活支援について

- (1) DV、虐待、いじめなど被害者の声が届けられる体制の強化として、実態の把握に努め、防止啓発、支援施策や相談窓口の利用促進の周知及び体制の充実を図ること

【回答】

DV、虐待、いじめに限らず、子育てに関する相談や、感染者や医療従事者等への誤解や偏見等の人権相談について、国・県・町の相談窓口を町ホームページ内の新型コロナウイルス特設ページで周知しております。

なお、学校にはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、また、こどもみらい課にはこども相談員を配置し、子どもや保護者が直接相談できる体制を整えており、担任や福祉サービス事業所などと連携をしながら、子どもたちの変化について確認しております。

また、家庭状況の把握や見守りなどは民生委員にも協力いただいております。今後も引き続き実態把握に努め、支援の充実を図ってまいります。

- (2) ひとり親家庭、収入が減って生活が苦しくなった住民、独居及び高齢者のみ世帯、障がいを抱える世帯等の生活困窮状況を把握し、相談体制の強化や日常生活支援策・社会的孤立防止策を図ること

【回答】

本町では、健康福祉課において県福祉事務所と連携し生活困窮者自立支援制度による支援を、社会福祉協議会において緊急小口資金の貸付相談及び独居高齢者の見守り等の支援を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による困窮状況の変化に対応し、町民の社会的孤立を未然に防げるよう関係機関及び地域と連携しながら、状況に即した相談体制の強化と支援を行ってまいります。

- (3) 各種支援制度について、支援を必要とする方にとって、利用できる制度を周知徹底し、利用の促進を図ること、また、休業要請業種には該当しないが自主的に協力して休業した業種(理美容等)についても休業の確認が取れた場合財政的支援すること、また各種貸付や融資などの手続きに必要な住民票の写しなどの証明書の手数料を無料にすること

【回答】

制度の周知徹底については、町の制度に限らず、国・県にて実施している制度についても、町ホームページ内の新型コロナウイルス特設ページや広報紙を活用して

お知らせしております。町としては、限られた財源を町内の中小事業者の事業継続のために活用することが肝要と判断し、制度融資に特化し支援しているところで

す。
また、さらなる支援策として、中小事業者及び農業者向け補助制度の創設を検討しております。今後においても感染拡大の状況や社会情勢等を注視しながら、随時必要な対策を図っていくことといたします。

なお、証明書等の交付手数料については、制度融資を利用する特定の事業者が自社の資金繰りのために使用する証明書であることから、事業者の必要経費として計上することが可能と考えられます。

- (4) 本町の裁量によりできることとして、水道料金（基本料）の減免もしくは免除等を図ること（12,483世帯 × 3,410円 = 42,567,030円）

【回答】

6月請求分から9月請求分（4カ月分）の水道料金について、基本料金の減免を実施しております。

2 医療・福祉体制支援について

- (1) 感染症第2波の到来を想定し、引き続き医師会等関係機関と十分に連携を行い、迅速な対応ができる体制への支援や協力を図ること

【回答】

現在、塩谷郡市医師会では、今後第2波により感染者が増加した場合のPCR検査が地域の医師や医療機関の協力のもと行えるように、地域外来・検査センターの開設に向けた調整が図られているところです。町としては、住民に対して正確な情報提供が行えるよう、今後も医師会との情報交換を密に行ってまいります。

また、6月2日には、塩谷郡市医師会から町に対して、今季のインフルエンザ予防接種の助成を全年齢層へ拡大するよう要望書の提出がありました。インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症への対応が重なると混乱が懸念され、インフルエンザの予防接種率向上と罹患者減少が地域医療体制の維持のためには重要であると考えられることから、今後、町としても予防接種の助成対象者拡大に向けた検討を行ってまいります。

- (2) クラスターの危険性が高い、高齢者・障がい者等福祉施設に財政的支援を図ること

【回答】

福祉施設に対しては、入手困難であった時期から県等と連携し、マスクや消毒液を配布する等の感染予防のための支援に取り組んでおります。

また、財政的な支援だけでなく、感染やクラスターの発生を防止するための対策等、国からの情報をいち早く提供するとともに、必要な事項について随時周知を図りながら、注意喚起を行っております。

3 教育対策について

- (1) 学校等の再開については、児童生徒及び保護者、教職員の安全安心の確保を最優先とし、感染防止対策に必要な措置（空気清浄機や加湿器、非接触型体温計、AIサーマルカメラ、教壇パーテーション、全児童・教職員分のフェイスガードなどの資機材）を講じ、再開に際しては、夏休みの短縮や土曜授業、自宅学習、時差・分散登校など方法を検討し、学校規模や地域の状況に応じた柔軟な対応を図ること
また、早期に保護者へ再開に向けた年間での授業の進め方や、学校及び登下校時の感染症対策を明確にしたロードマップの周知を図ること

【回答】

学校再開に際しては、町教育委員会で作成した「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル」をもとに、各学校の実情に応じた対応を行っております。今後の感染防止対策としては、全小中学校に非接触型体温計やサーマルカメラの導入を予定しております。

また、臨時休業によって生じた学習の遅れについては、夏休みを16日間に短縮することで授業時間を確保し、学力の保障に努めます。各学校からは、学校の実情や発達段階に応じた感染症対策を保護者に通知したり、ホームページで状況を報告したりするなどして理解を求めており、今後は更に児童生徒が安心して学校へ通えるよう、学校、保護者、地域が連携・協力した対応を実施していくことが重要と考えております。

- (2) これまでの長期休校による児童生徒の健康管理や心のケア、家庭における学習状況の把握や教材の充実等、支援体制の強化を図ること

【回答】

臨時休業中においては、児童生徒の心のケアや保護者からの相談のために、町独自の相談窓口（相談専用ダイヤル）を改めて周知し、町のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図りました。

また、家庭学習については、各学校の学習指導主任が「教科書を活用した町内共

通の学習課題」を作成して、学校再開後の学習活動につながる指導を実施いたしました。

今後についても、教職員と連携を図りながら、各学校に勤務するスクールカウンセラーを活用し、児童生徒の心のケアや保護者の対応にあたってまいります。

(3) SNSを活用するなど、保護者や児童生徒の不安解消に向けた学校とのコミュニケーションの確保対策を迅速に図ること

【回答】

臨時休業中は、電話連絡、郵送による通知、レターパックを利用した課題の送付、緊急メールやホームページによる連絡や情報発信等、様々な方法で保護者や児童生徒とのコミュニケーションに努めてまいりました。今後も、非常事態に迅速に対応できるよう準備を図ってまいります。

(4) 教育行政でフェイスガードを全児童分購入し、授業を行う上で万全な対策を図ること（マスク熱中症予防にもなる）

【回答】

各学校では、文部科学省及び県教育委員会の対策指針等を踏まえ、手洗い、換気、消毒、マスク着用等を主とした対応を実施しております。

なお、当該対策指針等や、児童生徒の負担感、県内及び町内の感染状況等を鑑み、現状、児童生徒用のフェイスガードを導入する予定はありません。

(5) 現行の学校給食の配膳スタイルから、お弁当スタイルへの変更を図ること

【回答】

文部科学省の対策指針等において、「配膳過程での感染予防のため、可能な限り品数の少ない献立の工夫」が示されていることを踏まえ、6月から再開された学校給食の献立において、「1品減らした献立の工夫」や「パンの個包装」等の対応を実施しております。

現状、約2400食の学校給食を給食センター方式により提供していることから、弁当容器等での提供が難しいため、お弁当スタイルでの提供を実施する予定はありません。

(6) 学習指導要綱の中には、学力のみならず「知・徳・体」それぞれの学びが含まれており、運動会や合唱コンクールなどの行事も重要な役割がある。

新型コロナウイルスの影響により、学校行事が中止され、様々な学びの機会が失われた状況であり、3密を防ぎつつも、学年ごとにこれらの学びを得られるようにすることを検討、実施を図ること

【回答】

新型コロナウイルス感染予防のために、3密を避けた教育活動を実施せざるを得ない状況にあることや、授業時間を確保するために学校行事を精選せざるを得ない状況にあることなどから、通常の学校行事や教育活動が実施できない場合もあると想定しております。

ただし、中止するという考え方だけではなく、各学校行事や教育活動の目的や児童生徒が身につける力は何かを再確認した上で、通常の活動方法が難しければ違った方法で実施できないかを検討する必要があります。その検討を踏まえ、各学年で学ぶべき内容に取り組めるよう、また、各教育活動の目的を達成できるよう、できる限り工夫して活動を実施してまいります。

- (7) 今後、第2波、第3波の新型コロナウイルスの影響があると言われる中で、学びの保障として、早急にPCタブレット端末の導入（一人1台）を図ること

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策として打ち出された「国の令和2年度補正予算措置」を活用し、今後導入予定のタブレット型パソコンのうち、令和3年度から令和5年度までに導入予定であった部分を前倒しし、令和2年度中に全小中学校の児童生徒に1人1台のタブレット型パソコンの整備を図ってまいります。

- (8) 文部科学省において、令和2年5月22日付で発表された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に記載されている内容に沿った対応を図ること

【回答】

国や県からの通知等を受け、町教育委員会においても「新型コロナウイルス感染症 学校における対策マニュアル」を策定いたしました。これに準じ、各学校において感染症予防を実施しながら教育活動に取り組んでおります。

- (9) 発熱等の症状があらわれた児童、生徒を他者との接触を避けるため、保健室での対応ではなく、専用の別室を設けること

【回答】

児童生徒が学校で急な発熱等のあった場合には、原則、保護者に迎えにきていただくこととしております。また、保護者が迎えにくるまでの間、他者との接触を極力避けることを心がけております。

なお、空き教室等に対応することが望ましい状況ではありますが、学校によって別室を設けることが困難な場合は、保健室内をパーテーションで区切ったり、出入り口を分けたりする等の対策を行っております。

(10) 校内の消毒にあたり、業間の休み時間では消毒作業を完全に行う事が難しく、対策・対応を図ること

【回答】

毎日、児童生徒の下校後に、教職員が手分けをして消毒作業を行っております。特に、不特定多数が触れる共用部分は念入りの消毒が必要であることから、校内の消毒作業を効率的に行うことができるよう、町では消毒液の噴霧器を購入し、全小中学校に配付いたしました。

(11) 学校における新型コロナウイルス感染症対策が不安である保護者、児童、生徒が自主的に登校を控える場合の対応を図ること

また、発熱等により休む児童、生徒に対し欠席扱いにしないこと

【回答】

現在のところ、児童生徒に発熱等の風邪の症状があつて自宅休養した場合は、国や県の通知等に従い欠席とはせず、「出席停止等の扱い」としております。

また、感染症に対する不安から登校できない場合についても、保護者とよく相談し、学校で講じる感染症対策について十分な説明をした上で、「出席停止等の扱い」としております。

(12) 乾燥期となる秋以降に、インフルエンザの流行が新型コロナウイルスの感染と併行することが予想され、学校における対策、対応を現時点から検討を図ること

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、国・県の指針等に基づき、各学校において様々な予防対策を実施しており、これらの対策を継続してまいります。

なお、その対策内容は、インフルエンザの予防対策と重なる部分も多く、総合的な感染予防対策につながると捉えております。

- (13) 学校再開に向けた支援を講じるための財源措置として、「令和2年度文部科学省補正予算」の有効活用を図ること

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策として打ち出された「国の令和2年度補正予算措置」を活用し、今後導入予定のタブレット型パソコンのうち、令和3年度から令和5年度までに導入予定であった部分を前倒しし、令和2年度中に全小中学校の児童生徒に1人1台のタブレット型パソコンの整備を図ってまいります。

4 危機管理対策について

- (1) 台風や集中豪雨、地震、その他災害などに備え、避難所開設時の感染防止策など危機管理体制を想定し、必要な設備や物資の確保を図ること

【回答】

災害が発生し避難所を開設した際、発熱等の風邪症状や新型コロナウイルス感染症の疑いのある避難者が生じた場合に備え、町トレーニングセンターを専用の避難所に設定するとともに、マスク、消毒液、体温計等の物資のほか、空気清浄機付き専用テントや段ボールベッドなど必要な設備を配備いたします。

また、町内6小学校の拠点避難所における避難者の健康管理の一環として、各小学校へ設置予定のサーマルカメラの活用を図るとともに、当該避難所には、新たに、マスク、消毒液、体温計の追加備蓄を計画的に行ってまいります。

- (2) 今後の緊急事態に備えるため、これまでの情報の整理を図り、町民及び職員の負担軽減・事務手続きの迅速化のため、効率化を図ること

【回答】

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い対策本部を立ち上げ、町としての対応を協議するとともに、必要に応じて情報提供を行ってまいりました。感染症に関する行政手続きなどにつきましては、担当課において速やかに対応できるよう、国・県からの情報を整理して対処しております。

- (3) 業務を継続している職員の健康面の配慮を十分に行うとともに、感染防止環境の充実強化を図ること

【回答】

引き続き職員に対して、出勤前の体温測定の実施、発熱等の風邪症状が見られる場合の出勤自粛、勤務中のマスク着用、執務室の定期的な換気、手洗い・うがい・

咳エチケットの徹底等と呼びかけてまいります。

また、月曜日と金曜日に実施していた窓口延長業務の休止をはじめ、飛沫感染防止用の遮蔽ビニールシートや間仕切りの設置、来庁者向け消毒液の配置等の感染防止対策等を継続しながら、職員の健康維持や感染の危険性が伴う対人業務への不安やストレス軽減に取り組んでまいります。

なお、6月には、第2波、第3波の感染流行に備えるため、「高根沢町業務継続計画（新型インフルエンザ対策編）」に基づく在宅勤務の試行にも取り組みました。

5 情報について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する栃木県等との会議における情報について、町議会に対し最大限情報提供（メール等の利活用）をすること

【回答】

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部から発信される情報については、町ホームページ内の新型コロナウイルス特設ページにリンクを張りお知らせしているところですが、これらの情報を速やかに議会事務局へ提供してまいります。

6 収束に向けた取り組みについて

- (1) 町民の元気を取り戻すための施策として、満18歳以下の子を有している家庭に地域振興券を配るなどの支援策を広く浅く講じること

【回答】

国の施策である「子育て世帯への臨時特別給付金」に加え、町の独自施策として、町内に在住する未就学児の保護者に対し「高根沢町NIKO●NIKO給付金」を7月7日に給付いたします。国の給付金と異なり、所得制限は設けず広く支給いたします。

また、小中学生については、6月から9月までの期間において、学校給食費の無償化等の措置を実施しております。なお、町外の小中学校に通う児童生徒に対しては現金を支給するなど、広く対応しております。

- (2) 新型コロナウイルスで特に影響のある飲食事業者が、現在テイクアウト等の対応を図り、事業が持続できるよう必死に頑張っている町内の飲食店で使える割引チケットを全町民に発券し、町内でお金の循環を図ること

(一人当たり 500円 × 29,414人 = 14,707,000円)

【回答】

町内の飲食店において、新型コロナウイルス感染症の影響が出ている状況は把握しておりますが、飲食業だけではなく建設業・製造業など様々な業種でも影響が出ております。そのため、限られた財源を特定の業種に限らず、広く町内の中小事業者の事業継続のために活用するため、制度融資に特化し支援しているところです。

また、さらなる支援策として、中小事業者及び農業者向け補助制度の創設を検討しております。今後においても感染拡大の状況や社会情勢等を注視しながら、随時必要な対策を図っていくことといたします。

- (3) 10月以降に予定されている事業・イベント等の開催について、早期に方向性を示すこと。また、中止となった事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対策への活用を図ること

【回答】

10月以降に予定されているイベント等については、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら判断してまいります。

なお、既に中止となった事業については、9月議会定例会にて提出させていただく補正予算にて整理をするよう各課に周知しているところであり、その補正額を今後の新型コロナウイルス感染症対策への財源として活用してまいります。

- (4) 今般の新型コロナウイルス対策及び支援策で財政が安定しなくなり、公共工事の発注等が減り、建設業が今後影響されると言われている
本町の建設事業者がこうした影響のもと廃業等の最悪な事態に陥らないよう、本町として計画的な工事発注の変更が起きないよう望む

【回答】

公共工事については、これまで同様に、計画的かつ効果的に事業を進めてまいります。

なお、毎年4月に当該年度の公共工事の発注見通しを公表しており、全庁的な取り組みとして早期発注に努めているところです。今後も、この取り組みを進めてまいります。

- (5) 新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給の対象者に、農業従事者も含むこと

【回答】

農業者の経営資金については、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金

やJAの新型コロナウイルス対策経営支援資金などの実質無利子、無担保で融資を受けることができる商工業者にはない手厚い支援策がすでに存在することから、町の新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給の対象者に、農業者を含めることは考えておりません。

なお、現在、中小事業者及び農業者向け支援策として補助制度の創設を検討しております。今後においても感染拡大の状況や社会情勢等を注視しながら、随時必要な対策を図っていくことといたします。

7 行政対応について

(1) 庁舎や公共施設等で不特定多数の人が出入りする場所へ、発熱のある方が一目で分かる様 AI サーマルカメラの導入を図ること

また、発熱のある方が来られた時の対応として、他者との接触を避けるための部屋を用意すること

【回答】

本年5月に策定いたしました「高根沢町業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）」において、発熱のある方の来庁制限等対策として、施設へのサーマルカメラ導入を図ることとしていたことから、役場本庁舎、保健センター及び農村環境改善センターへ各1台ずつ設置いたします。

なお、各施設を来訪した方がサーマルカメラにより37.5度以上の発熱が確認された場合は、原則入庁・入館をお断りすることとなりますが、緊急を要する案件の場合には、別室において個別に対応を図ることといたします。

(2) スポーツ及び文化活動等で、公共施設を利用したい個人及び団体に対し、貸す側（行政）と借りる側の責任区分を明確にし、相互の理解と協力を持ってコロナ対策を万全な形で遂行し、安心して健全なスポーツ及び文化活動の再開を図ること

また、公共施設利用については、新型コロナウイルスが収束するまで、町外の方の利用を禁止する措置を図ること

【回答】

社会教育施設の利用を再開するにあたり、町では各施設における感染症予防対策（施設の消毒、利用の注意事項、利用者の追跡等の周知徹底）を行っております。

また、施設を利用するスポーツ活動や文化活動を行う各団体に対しては、感染症予防対策等に関するアンケートを実施するとともに、そのアンケートを基に、各団体の活動特性に応じた予防対策ができるよう助言するなど、相互理解に努めております。

公共施設の利用制限については、国・県の対応方針等を踏まえながら、一部の施設を除き利用を再開しております。現在は平常な施設利用への移行期間のため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」に沿って、利用者の制限等の段階的緩和を見極めながら施設の貸出しを行っていきたいと考えております。

(3) 全町民に、国・県・町が行っている新型コロナウイルス支援策をまとめた一覧表を作成・配布を図ること

【回答】

新型コロナウイルス感染症に関する支援策は、状況に応じ日々変化していること、接触による感染防止の観点から、現在のところ、町では自治会への回覧依頼は行わないものとしていることから、最新情報を町ホームページ及び広報紙にて周知しております。

なお、国や県が行っている支援策についても、町ホームページ内の新型コロナウイルス特設ページにリンクを張り随時情報提供を行ってまいります。

(4) 事業所の売り上げ減少や、失業、減給などにより、次年度の自主財源（町税等）が減少することが予測されるので、本町が行う事業の在り方や、財源確保の検討を図ること

【回答】

次年度予算の編成に際しましては、税収などの自主財源や交付金等の減少が予測されることから、優先順位の変更や事業の先送りも含めて投資する事業を例年以上に精査しつつ、国・県の動向を注視し、特定財源を活用することで、最小限の投資で最大限の効果が得られるよう努めてまいります。